

社会福祉法人桔梗 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桔梗（以下「当法人」という）定款8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

(役員等の報酬等の支給)

第2条 役員等は、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長は、常勤・非常勤問わず業務に応じて報酬を支給することとする。
- (2) 役員等（理事長以外）は業務に応じた日当を支給することとする。
- (3) 役員等は賞与および退職手当は支給しない。

(理事長の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長の報酬については、別表1に定める額
- (2) 役員等（理事長以外）の報酬については、別表2に定める額

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第3の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長・役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長報酬については、毎月末日までとする。ただし、その日が休日に当たるときは前日までとする。
- 2 理事・監事・評議員等に対する報酬は、当該会議等に参加した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(名誉理事長)

第6条 名誉理事長は理事長としての職務や権限を持たないものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

別表 1（理事長の報酬）

役職名	報酬の額
理事長（常勤）	月額 400,000 円 ～ 600,000 円
（非常勤）	月額 300,000 円 ～ 500,000 円

別表 2 理事・評議員の日当

	日額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円（源泉所得税を除く）

監事の日当

	日額
理事会・監事監査等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円（源泉所得税を除く）

別表 3（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

付則

- 1 平成 11 年 4 月 16 日より施工する。
- 2 平成 29 年 4 月 1 日より改正施工する。
- 3 令和 6 年 4 月 1 日より改正施工する。
- 4 令和 6 年 10 月 1 日より改正施工する。
- 5 令和 7 年 4 月 1 日より改正施工する。